

納税証明書について

【特記】管内とは、一部事務組合下北医療センターを構成するむつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村のことを表します。

	申請者区分	必要な納税証明書
1	管内の法人事業者	【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3） 【青森県税】法人県民税、法人事業税 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
2	管外の法人事業者で、 管内の支店等に <u>委任する者</u>	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税 ・管内の支店等が所在する市町村の納税証明書 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
3	管外の法人事業者で、 管内の支店等に <u>委任しない者</u>	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
4	個人事業者	住所地に係る次の納税証明書 【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書その3の2） 【都道府県税】個人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】住民税、固定資産税、国民健康保険税

【国税】【都道府県民税】【市町村民税】について

- 納税証明書は、申請日以前3箇月以内に発行された平成29年度分のものとします。
なお、決算の関係で平成29年度分が発行されない場合は、直近1年分のものとします。
- 各税について、課税されていない場合も、不課税の証明書又は未納がないことの証明書を提出してください。
- 固定資産税について、東京都23区内の場合に限り都税の証明書を提出していただきます。これ以外の場合については、市町村税の証明書を提出してください。
- 管内の事業者のうち、むつ市に本店又は委任を受けた支店等のある法人、若しくはむつ市所在の個人事業者については、市町村民税の納税証明書について、むつ市指定の様式「未納がないことの証明書」での提出を可とします（納税直後の申請により、データ処理の都合上、未納と表示されている場合については、金融機関等で発行する領収書を併せて持参していただくようお願いします。）
- いずれの書類もコピー提出を可とします。